附則第六条の二第一項中「附則第九条第七項第一号」を「附則第九条第六項第一号」に改め、同条第二項中「附則第九条第八項に」を「附則第九条第七項に」に、「収入金額は」を「金額は」に、「収入金額と」を「金額と」に改め、同項第一号中「附則第九条第八項第一号に掲げる」を「附則第九条第七項第一号に掲げる」に、「定める収入金額」を「定める金額」に改め、同号イ中「附則第九条第八項第一号」を「附則第九条第七項第一号」に、「収入金額」を「金額」に改め、同号ロ中「相当する収入金額」を「相当する金額」に改め、同号ハ中「附則第九条第八項第一号の二」を「附則第九条第七項第一号の二」に、「相当する収入金額」を「相当する金額」に改め、同項第一号の二中「附則第九条第八項第一号の二」を「附則第九条第七項第一号の二」に、「収入金額」を「金額」に改め、同項第一号の三中「附則第九条第八項第一号の三」を「附則第九条第七項第一号の三」に、「収入金額」を「金額」に改め、同項第二号中「附則第九条第八項第二号」を「附則第九条第七項第二号」に、「収入金額」を「金額」に改め、同項第三号中「附則第九条第八項第三号」を「附則第九条第七項第三号」に、「収入金額」を「金額」に改め、同条第三項中「附則第九条第十項」を「附則第九条第九項」に改め、同条第四項及び第五項中「附則第九条第十三項」を「附則第九条第十二項」に改め、同条第六項中「附則第九条第十六項」を「附則第九条第十五項」に、「同条第十三項又は第十四項」を「同条第十二項又は第十三項」に、「第四十二条の十二の五第五項第九号」を「第四十二条の十二の五第四項第八号」に改め、同条第八項中「附則第九条第十九項」を「附則第九条第十八項」に、「収入金額」を「金額」に改め、同条第九項中「附則第九条第二十項」を「附則第九条第十九項」に、「収入金額」を「金額」に改め、同条第十項中「附則第九条第二十一項」を「附則第九条第二十項」に、「収入金額」を「金額」に、「同条第二十一項」を「同条第二十項」に改め、同条第十一項中「附則第九条第二十二項」を「附則第九条第二十一項」に、「収入金額」を「金額」に、「同条第二十二項」を「同条第二十一項」に改め、同条第十二項中「附則第九条第二十三項」を「附則第九条第二十二項」に改め、同条第十三項中「附則第九条第二十五項」を「附則第九条第二十四項」に、「収入金額」を「金額」に改め、同条に次の一項を加える。

14　法附則第九条第二十六項に規定する政令で定める金額は、同項の地域間連系線の整備等に必要な費用に相当する金額として総務省令で定める金額に相当する金額とする。

附則第六条の十一第一項中「各期間」を「期間」に、「各徴収取扱費算定期間」を「徴収取扱費算定期間」に改め、同項第一号中「前年度十二月」を「当該年度の前年度の十二月」に、「前年度二月」を「二月」に改め、同項第二号中「前年度」を「当該年度の前年度の」に、「五月」を「当該年度の五月」に改め、同項第三号中「六月」を「当該年度の六月」に改め、同項第四号中「九月」を「当該年度の九月」に改める。

附則第六条の十二中「各徴収取扱費算定期間」を「徴収取扱費算定期間」に改め、「各道府県ごとの」を削り、「に係る」の下に「各道府県の」を加え、「を、」を「について、」に改める。

附則第六条の十三中「当該道府県が」を削り、「前年度一月から前年度三月まで」を「当該年度の前年度の一月から三月まで」に、「前年度二月から四月まで」を「当該年度の前年度の二月から当該年度の四月まで」に、「四月から六月まで」を「当該年度の四月から六月まで」に、「五月から七月まで」を「当該年度の五月から七月まで」に、「七月から九月まで」を「当該年度の七月から九月まで」に、「八月から十月まで」を「当該年度の八月から十月まで」に、「十月から十二月まで」を「当該年度の十月から十二月まで」に、「十一月から一月まで」を「当該年度の十一月から一月まで」に改める。

附則第六条の十四中「前年度一月から前年度三月までの間」を「当該年度の前年度の一月から三月までの間」に、「前年度二月から四月までの間」を「当該年度の前年度の二月から当該年度の四月までの間」に、「四月から六月までの間」を「当該年度の四月から六月までの間」に、「五月から七月までの間」を「当該年度の五月から七月までの間」に、「七月から九月までの間」を「当該年度の七月から九月までの間」に、「八月から十月までの間」を「当該年度の八月から十月までの間」に、「十月から十二月までの間」を「当該年度の十月から十二月までの間」に、「十一月から一月までの間」を「当該年度の十一月から一月までの間」に改める。

附則第七条に次の二項を加える。

25　法附則第十一条第十七項に規定する政令で定める区域は、特に重点的に医師の確保を図る必要がある区域として厚生労働大臣が総務大臣と協議して指定する区域とする。

26　法附則第十一条第十七項に規定する診療所の用に供する不動産で政令で定めるものは、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する不動産とする。

一　当該不動産の取得に要する費用について、政府の補助で総務省令で定めるものを受けていること。

二　第二十四項各号に掲げる不動産以外の不動産であること。

附則第十条の二の二第三項第一号中「道路運送車両法」の下に「（昭和二十六年法律第百八十五号）」を加える。

附則第十一条第八項を削り、同条第九項中「附則第十五条第七項」を「附則第十五条第六項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第十項中「附則第十五条第七項」を「附則第十五条第六項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第十一項中「附則第十五条第九項」を「附則第十五条第八項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第十二項中「附則第十五条第九項」を「附則第十五条第八項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第十三項中「附則第十五条第十項」を「附則第十五条第九項」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第十四項中「附則第十五条第十一項」を「附則第十五条第十項」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第十五項中「附則第十五条第十二項」を「附則第十五条第十一項」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第十六項中「附則第十五条第十三項」を「附則第十五条第十二項」に改め、同項を同条第十五項とし、同条第十七項中「附則第十五条第十四項」を「附則第十五条第十三項」に改め、同項を同条第十六項とし、同条第十八項中「附則第十五条第十四項」を「附則第十五条第十三項」に改め、同項第一号中「次号」の下に「並びに附則第十二条第一項及び第三項第一号」を加え、「同条第三項」を「同法第二条第三項」に改め、同項を同条第十七項とし、同条第十九項中「附則第十五条第十四項」を「附則第十五条第十三項」に改め、同項を同条第十八項とし、同条第二十項中「附則第十五条第十五項」を「附則第十五条第十四項」に改め、同項を同条第十九項とし、同条第二十一項中「附則第十五条第十五項」を「附則第十五条第十四項」に改め、同項を同条第二十項とし、同条第二十二項中「附則第十五条第十六項」を「附則第十五条第十五項」に改め、同項を同条第二十一項とし、同条第二十三項中「附則第十五条第十六項」を「附則第十五条第十五項」に改め、同項を同条第二十二項とし、同条第二十四項中「附則第十五条第十九項」を「附則第十五条第十八項」に改め、同項を同条第二十三項とし、同条第二十五項中「附則第十五条第二十項」を「附則第十五条第十九項」に改め、同項を同条第二十四項とし、同条第二十六項中「附則第十五条第二十項」を「附則第十五条第十九項」に改め、同項を同条第二十五項とし、同条第二十七項中「附則第十五条第二十一項」を「附則第十五条第二十項」に改め、同項を同条第二十六項とし、同条第二十八項中「附則第十五条第二十二項」を「附則第十五条第二十一項」に改め、同項を同条第二十七項とし、同条第三十項中「附則第十五条第二十四項」を「附則第十五条第二十三項」に改め、同項を同条第二十九項とし、同条第三十一項中「附則第十五条第二十四項」を「附則第十五条第二十三項」に改め、同項第一号中「第二十九項第一号」を「第二十八項第一号」に改め、同項第二号中「第二十九項第二号」を「第二十八項第二号」に改め、同項を同条第三十項とし、同条第三十二項中「附則第十五条第二十七項」を「附則第十五条第二十六項」に改め、同項を同条第三十一項とし、同条第三十三項中「附則第十五条第二十八項」を「附則第十五条第二十七項」に改め、同項を同条第三十二項とし、同条第三十四項中「附則第十五条第二十九項」を「附則第十五条第二十八項」に改め、同項を同条第三十三項とし、同条第三十五項中「附則第十五条第三十項」を「附則第十五条第二十九項」に改め、同項を同条第三十四項とし、同条第三十六項中「附則第十五条第三十一項」を「附則第十五条第三十項」に改め、同項を同条第三十五項とし、同条第三十七項中「附則第十五条第三十二項」を「附則第十五条第三十一項」に改め、同項を同条第三十六項とし、同条第三十八項中「附則第十五条第三十三項」を「附則第十五条第三十二項」に改め、同項を同条第三十七項とし、同条第三十九項中「附則第十五条第三十四項」を「附則第十五